

農地の確保及び農地転用許可について

平成26年9月30日

農林水産省

目 次

	ページ
○ 農地の確保に向けた仕組みの改善について	1
○ 農地転用許可制度について(第9回農地・農村部会構成員御指摘事項関係)	
・農地転用許可事務の実態調査結果	4
➤ 本来は許可できなかった事例	
➤ 結果として許可できた事例	
・農地転用に係る国と都道府県等との見解が異なった事案について	7
・地方六団体が提示した支障事例と考えられる事案について	8
・大規模な開発による影響 (農地転用制度(3)「平成25年10月29日 第1回農地・農村部会農林水産省提出資料」)	11
・国が関与している農地転用許可の状況	13

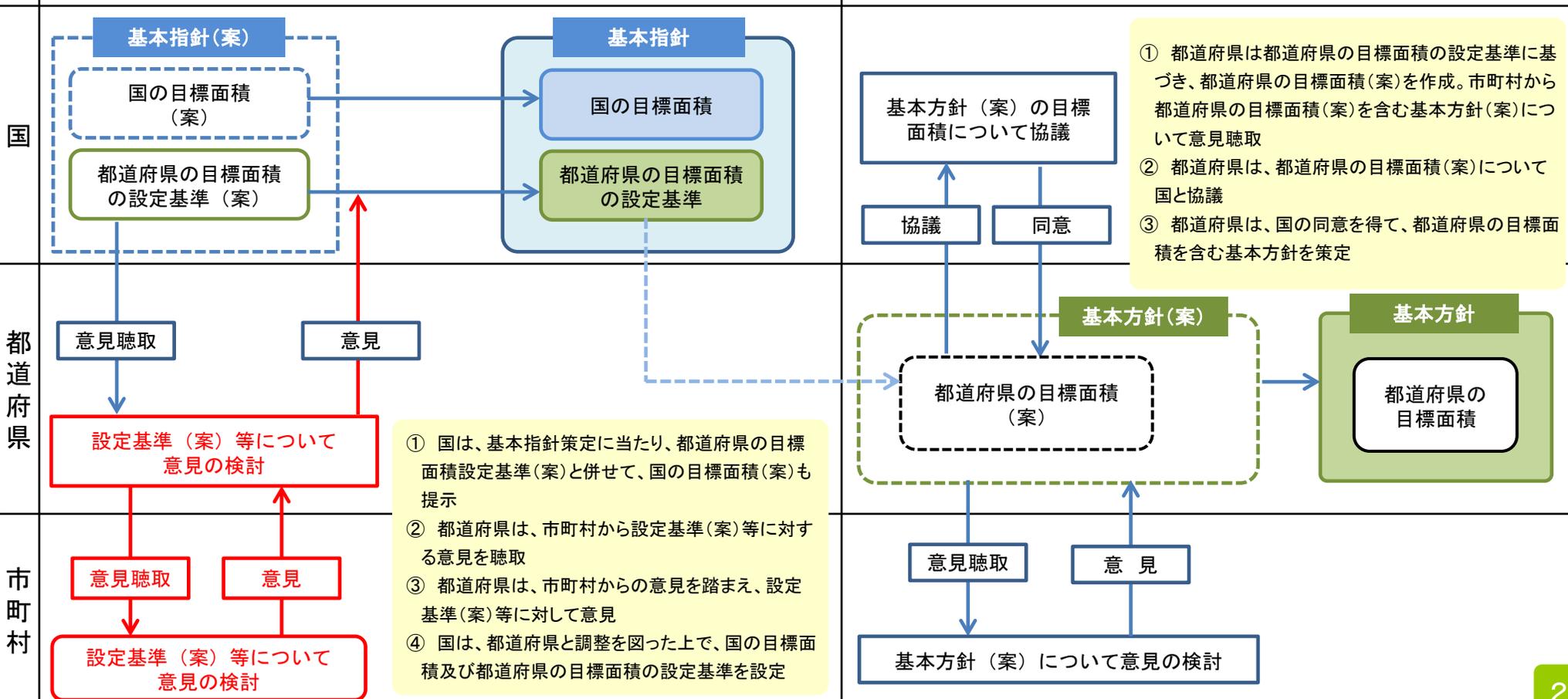
農地の確保に向けた仕組みの改善について

農地の確保に向けた仕組みの改善について

- 現行制度では、国の基本指針の策定に当たり、都道府県の目標面積の設定基準について、都道府県知事の意見を聴くこととしているが、
 - ① 都道府県の目標面積の設定基準（案）に加えて、国の目標面積（案）を都道府県に提示し、
 - ② 都道府県を通じ市町村からも意見を聴き、
 - ③ 都道府県と調整を図った上で、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定することとする方向で検討。
- 国の目標面積の達成に向けて、毎年行っている目標面積の達成状況の把握・公表に加え、「国と地方の協議の場」の活用などにより、国と地方が一体となって取り組むことを検討。

国の基本指針

都道府県の基本方針



農地転用許可制度について

(第9回農地・農村部会構成員御指摘事項関係)

農地転用許可事務の実態調査結果

○ 各都道府県等が農地転用許可を行った事案(2ha以下)について実態調査を行った結果、適正な事務の処理の確保が必要な事案は、平成22年度は12.3%(290件)、平成23年度は14.1%(311件)、平成24年度は15.8%(343件)と増加している。

調査結果

(単位:件)

調査時期・許可の主体	調査対象事案	要改善事案	立地基準関係	一般基準関係	その他
平成22年度 (21年許可事案)	2,350 (100%)	290 (12.3%)	259 (11.0%)	5 (0.2%)	52 (2.2%)
都道府県	1,752 (100%)	212 (12.1%)	184 (10.5%)	5 (0.2%)	48 (2.7%)
市町村	598 (100%)	78 (13.0%)	75 (12.5%)	0 (0.0%)	4 (0.7%)
平成23年度 (22年許可事案)	2,200 (100%)	311 (14.1%)	237 (10.8%)	36 (1.6%)	61 (2.7%)
都道府県	1,100 (100%)	153 (13.9%)	114 (10.4%)	14 (1.3%)	40 (3.6%)
市町村	1,100 (100%)	158 (14.3%)	123 (11.2%)	22 (2.0%)	21 (1.9%)
平成24年度 (23年許可事案)	2,177 (100%)	343 (15.8%)	283 (13.0%)	18 (0.8%)	68 (3.1%)
都道府県	1,480 (100%)	222 (15.0%)	178 (12.0%)	6 (0.4%)	53 (3.6%)
市町村	697 (100%)	121 (17.3%)	105 (15.1%)	12 (1.7%)	15 (2.1%)

資料:「農地転用許可事務実態調査」

(注)複数の欄に該当する場合には、それぞれにカウント

- ・立地基準関係:農地の優良性等により区分し、その区分に応じて判断する基準の適用に関する事案
- ・一般基準関係:転用の確実性や周辺農地への被害の防除措置等を判断する基準の適用に関する事案
- ・その他:法令で義務付けられている書類の添付、農地転用許可に付した条件に基づく事業の進捗の報告等に関する事案

立地基準の適用を誤ったもの

(単位:件)

項目	H22	H23	H24
・単に道路が集団農地の中を通過して敷設されていることをもって、集団性が分断されているとして第2種農地と判断された事例	70 (8)	53 (11)	60 (13)
・申請地の一部が水管等が埋設されている道路に接していることをもって、全体が第3種農地と判断された事例	29 (0)	26 (1)	41 (5)
・住宅等が連たんしている区域に隣接又は近接していることをもって、第3種農地と判断された事例	86 (3)	69 (1)	77 (4)
・相当数の街区から形成されている区域に隣接又は近接していることをもって、第2種農地と判断された事例	20 (0)	32 (1)	28 (4)
・その他 (集落接続の判断や代替性の検討等)	56 (3)	57 (13)	89 (22)
合計	259 (14)	237 (27)	283 (42)

資料:「農地転用許可事務実態調査」

(注1):複数の項目に該当する事案があるため、各項目の計は、合計欄の数値と一致しない。

(注2):()内の数値は、立地基準の適用を誤った事案のうち、許可ができないと判断されたもの。その他の事案は、結果として、他の立地基準に適用できるものがあつたため許可が可能と判断されたもの。

平成21年改正による基準の厳格化の主な内容(平成22年6月施行)

- ①第1種農地の集団性基準の厳格化(農地法施行令改正)
 - ・おおむね20ha以上→おおむね10ha以上
- ②第1種農地の不許可の例外事由の厳格化(農地法施行規則改正)
 - ・既存の施設を拡張する場合の第1種農地の転用
拡張部分の面積:既存施設の面積以内→既存施設の面積の1/2以内 等
- ③第3種農地の判断基準の厳格化(農地法施行規則改正)
 - ・幅員4m以上の道路の沿道で、かつ、500m以内に2以上の公共公益施設が存在
道路の要件:水管、下水管又はガス管のうち1種類以上埋設→2種類以上埋設(市街地化の判断)

農地転用許可事務の実態調査結果(本来は許可できなかった事例)

事務の改善を要する事案(例1)

- ・ 集団性を有する農地(第1種農地)について、宅地等が存在せず、集落を形成していないにもかかわらず、第1種農地の不許可の例外事由である「集落接続」(※)を適用して工場のための転用を許可した事例。

※ 日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(農地法施行規則第33条第4号)

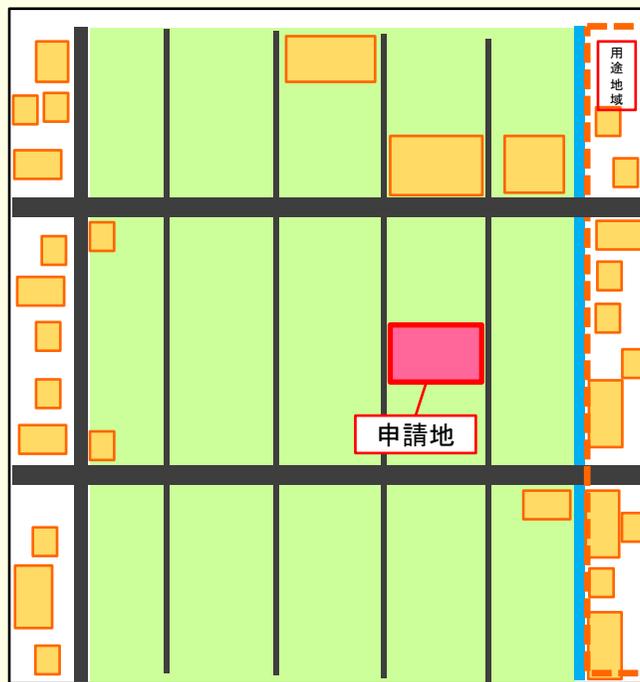


(A市)

事務の改善を要する事案(例2)

- ・ 集団性を有する農地(第1種農地)について、住宅等が連たんしている区域内の農地(※)ではないにもかかわらず第3種農地と判断し、配送センターのための転用を許可した事例。

※ 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること(農地法施行規則第44条第1号)

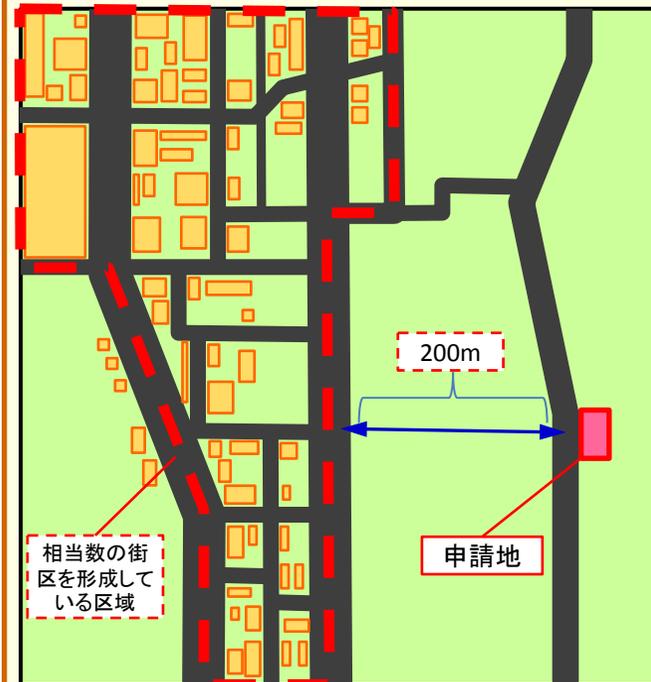


(B市)

事務の改善を要する事案(例3)

- ・ 相当数の街区で形成されている区域内の農地ではないにもかかわらず、当該区域に近接していることをもって、「街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域」内の農地(※)(第3種農地)と判断して転用を許可した事例。

※ 街区(道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域)の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること(農地法施行規則第44条第2号)



(C市)